

# 特別障害者手当 重度心身障害者医療助成 特別児童扶養手当 制度をご存じですか

## ○特別障害者手当

支給要件↓精神または身体により重い障害が重複するため、日常生活において常に自己の身辺処理等ができない状態にある二十歳以上の在宅の方に支給します。ただし、施設に入所されている方または病院等に三か月を超えて入院している方は除かれます。

## ○障害児福祉手当

支給要件↓日常生活において常時の介護を必要とする重度の障害児（二十歳未満）の方に支給します。

## ○重度心身障害者医療費助成

支給要件↓年齢が一歳以上で心身に重度の障害のある方が、病院等で診療を受けた時

に生ずる医療費の一部負担金を助成します。

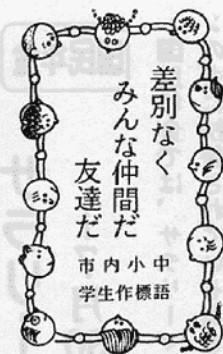
対象者↓①身体障害の程度が、一〜二級と認定された方

②精神薄弱の程度が、療育手帳A1・A2と判定された方または知能指数が三十五以下の方

③精神薄弱の程度が知能指数五十以下の方であって、身体障害の程度が三〜四級の障害を重複している方

## ○特別児童扶養手当

支給要件↓心身に障害のあ



る二十歳未満の児童を養育している父母、またはその養育者に支給されます。

児童の障害と程度、等級は次のとおりです。

| 2 級   | 1 級   |
|---|---|
| <p>○身体障害者手帳及び四級の一部の児童</p> <p>○療育手帳B1の児童及び上記と同程度の障害があると認められた児童</p> | <p>○身体障害者手帳の一・二級及び三級の一部の児童</p> <p>○療育手帳A1・A2の児童及び上記と同程度の障害があると認められた児童</p> |

なお、詳しいことの相談や申請は、福祉事務所（☎五四一—二八六—二三四）へお問い合わせください。

昭和63年度地域改善対策  
高等学校等進学奨励事業  
並びに技能修得奨励事業に  
ついてのお知らせ

同和对策事業の一環として、進学を奨励するための高等学校等進学奨励事業、並びに職業の安定に寄与するための技能修得奨励事業を実施していきます。説明会を、次のとおり開催します。

## ◎開催日時・場所

七月三十日(土) 午後一時〜四時  
栃木市第4コミュニティセンター(栃木市旭町)  
詳しいことは、県同和对策課(☎二八六—二三一三〇二六)へ。

## 同和教育啓発 シリーズ ④

### (1)古代

古代も差別は存在しました。古代には確固とした身分制が存在し、奴隷の身分がありました。「魏志倭人伝」によると、三世紀邪馬台国の女王卑弥呼は、中国に貢ぎ物として奴隷を送つ

たと書かれています。

### (2)律令時代

六四五年の大化の改新後、律令制度が整備され、七〇一年には大宝律令ができ、律令体制が整い、身分制度が公の制度として認められました。特権階級の貴族と良民・賤民に分けられ、賤民は奴隷的な身分で売買の対象

ともなりました。

### (3)中世

律令の身分制が解体し、中世になっても新たに中世身分が形成され、その中に「散所」「河原者」などと呼ばれる賤民がいました。これらの身分は固定的なものではなく、抜

## 中世以前の差別

け出すこともできました。しかし、反対に農民が没落して、これらの身分になることもありました。

これらの賤民たちは、中世において文化創造の担い手として活躍しました。特に芸能の面での貢献は大きく、能楽の世阿弥や連歌の宗

祇などは、これらの身分の出

であるといわれています。また、戦国時代には士一揆の中で、賤民たちが抵抗をしていったことも忘れてはならない事実です。しかし、これらの身分は、近世の賤民とは直接につながっているわけではありません。

「同和問題の解決をめざして」より